

特集 文化財保護法 50年記念

インタビュー ● 8 シドニー五輪 金メダリストからのメッセージ
大島理森

6 よりよい教育を目指して
高橋尚子×田村亮子

巻頭言 12 文化財保護の五〇年とこれからの問題
小島美子

解説 14 文化財保護制度の発展と五〇年記念事業について
文化庁文化財保護部

事例紹介① 18 酒船石遺跡の調査と保存活用に向けて―奈良県明日香村教育委員会

事例紹介② 22 近代化遺産の保存と活用 ― 国立科学博物館

事例紹介③ 26 重要文化財「旧函館区公会堂」のデジタルアーカイブ
凸版印刷株式会社

事例紹介④ 30 総合学習「体験！歴史探検隊」―大阪府豊田林市立小金台小学校

事例紹介⑤ 34 文化遺産保存の国際協力 ― 東京国立文化財研究所

随想 38 民家の修理をとおして
工藤圭章

40 古都千年、獅子も千年
高橋秀雄

42 三九組の平城宮跡発掘
町田章

解説 44 伝統文化を活かした地域おこしの視点と実践／史跡等の整備と活用／世界遺産条約の締結と我が国の世界遺産／近代歴史資料・美術の保存と活用／登録有形文化財制度とその活用

特別記事 ● 学生の立場に立った大学づくりを目指して

論文 52 学生の立場に立った大学づくりを目指して ― 平野敏政

事例紹介① 54 ピア・サポート・ルーム ― 広島大学

事例紹介② 56 総合的な能力開発支援組織 ― 京都産業大学

解説 58 大学における学生生活の充実方策について ― 高等教育局学生課

カラー

1 記念館めぐり ●ゆかりの地を訪ねて
鹿沼市立川上澄生美術館
(務本忠)

4 この道を行く
奥州街道養ヶ坂

表2 誌上展示室
アインガアインガ

表3 文化財紹介
螺鈿

60 焦点 ― 文教施策

63 中教審ニュース

67 マンガで見る教育の情報化

68 都道府県発
●教育・学術・文化・スポーツニュース
埼玉県、山梨県、石川県、大阪市

70 レッツ
トライ ― 国立中央青年の家

72 スポーツを活かしたまちづくり
神戸市

74 全国マラソン
子どもパークレジャ―

76 総合的な学習の時間
茨城県水戸市立吉田小学校

78 海外教育ニュース

80 ランチタイム
三重県南勢町立五ヶ所小学校

82 鑑賞席

84 編集後記



こじま・とみこ 東京芸術大学講師、国立歴史民俗博物館教授などを経て、現在同名誉教授。専攻は日本音楽史、民俗音楽学。著書に『音楽からみた日本人』、『日本音楽の古層』、『日本の音楽を考える』など。

食文化のような日常生活の場まで及んできた。それには文化財保護行政の地道な努力の成果がもちろんあったが、それだけでなく国際情勢の変化や、欧米の近代文化が行きづまり、諸民族の文化が注目され始めたという世界の文化史の流れが背景にある。学校教育の場でも伝統文化を学ばせる機会が増え、とくに音楽では二〇〇二年以降中学校で和楽器を必修にするなどの新しい方針が出て、その影響も現れている。

このような新しい状況下で、文化財保護という思想や行政は、根本的な見直しが必要になってきたのではないかと、私は個人的には考えている。この思想の基底には、とうとうとした欧米の近代文化の流れから伝統文化を守ろうという消極的な姿勢がある。しかし今後の日本文化の発展の基礎がどこにあるかを改めて考え直してみると、それがヨーロッパの近代文化であるはずはなく、どう考えても日本の伝統文化におくべきであろう。したがってその伝統文化をいかに現代にふさわしい形に発展させるかということが、日本の文化の、そして文化政策の最大の、緊急の課題なのではないだろうか。つまり伝統文化は保護すべきものではなく、私たちの文化の発展の基礎として中心に据えるべきものと私は考えるが、これまでそのもつとも基本的

な問題の議論が欠けていた。念のために言うが、これは日本以外の文化を拒否するというのではなく、むしろそれぞれの民族の文化を尊重しようという考え方に通じ、それらは日本文化の豊富化のためにはどんなに多くとり入れてもいいのである。

それと関連して一つ問題なのは無形文化財である。これについては文化財保護法制定の時に有形文化財に関するような歴史がなかった。そのため有形文化財に準ずるといふ表現が多く用いられ、保存と公開ということばもそのまま適用されてしまった。しかしもともと文化は、時代によってそれにふさわしい形に変化発展してきたからこそ、今日の多様な豊かな姿があるのである。それを保存といえば固定化を意味し、発展を認めず、結果として無形文化の息の根をとめることにもなりかねないのである。たとえば稲作の仕事で歌われる民謡のように、今の形を留めなければ今後の発展は望めないと考えられるものは、継承を保護することが必要だろう。しかし伝統文化は、基本的には本質的な核になるものは正しく継承し、それを現代的に発展させるという積極的な姿勢で考えるべきとききているのではないだろうか。

文化財保護の50年と これからの問題

国立歴史民俗博物館名誉教授
(文化財保護審議会委員)

小島美子

文化財保護法は昭和二十五年（一九五〇年）に制定されたが、これは時代の動きを見通したすばらしい見識によるものだった。というのは、明治以来の古社寺保存法や国宝保存法などの伝統があったとはいえ、この時期はまだ多くの日本人が伝統文化の価値を見失っていたからである。戦争中教え込まれていた日本は神国だから不敗、大東亜戦争は聖戦などという考えは誤りであることを敗戦によって知った日本人の多くは、その衝撃からそれまでの世界観も歴史観も国家観も全部音をたてて崩れるような思いをし、それと同時に伝統文化全体も否定してしまうような空気に流されていた。たとえば昭和二十一年に桑原武夫氏が俳句や短歌は第二芸術であるといいい始めたときには、今では信じられないような大論争が起こったのである。だからこの時期に伝統文化をさまざまな面から保護する必要を見抜き、文化財保護法を作り、それによって文化財保護行政を進めてこられた先覚者たちには、大いに敬意を表し感謝しなければならぬと思う。

だからこの時期にも文化財保護行政が果たしてきた役割は非常に大きいものがあつた。たとえば文化財保護法がそれ以前の国宝保存法などと画期的に違い、また諸外国のこの種の法律とも違っている大きな特徴の一つは、保護すべき対象に「無形文化財」を加えていることである。具体的には雅楽や声明などだけでなく、民謡や郷土芸能、民間伝承、行事なども含まれていた。この時期の日本経済の高度成長は人口の大きな都市集中を引き起こし、農山漁村の社会構造を変えていったが、それは民謡や郷土芸能、民間伝承、行事などの地盤そのものを切り崩すということでもあつた。だからもし文化財保護という思想や行政がなかったら、この時期に無形文化財は、急速に大量に失われていったに違いないのである。

そして日本の経済も政治も落ち着き、日本人が大国としての自信を取り戻すと同時に、文化にも多少眼を向け始め、文化国家などというこ

新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策

●巻頭言
新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策

奥島孝康

●座談会
情報化で広がる生涯学習の展望

山本恒夫／清水康敏／澤菜信一／小平さち子／樋口修實
●エッセイ
まごか／野村新
●事例紹介
早稲田大学 ほか

特別記事 高等教育機関における教育・研究の情報化の推進

記念館めぐり◆ゆかりの地を訪ねて

あさこ芸術の森美術館

私と教育、私としつけ

河島英五

都道府県発

◆教育・学術・文化・スポーツニュース
栃木県・千葉県市川市・滋賀県・長崎県平戸市

編集後記

▽今月は特別企画として、文部大臣のメッセージ、及び五輪金メダリストのインタビューを掲載しています。柔ちゃん&Qちゃんのお二人には、多忙なスケジュールの合間のインタビューでしたが、笑顔で応対していただきました。努力に裏打ちされた二人の笑顔は、その胸の金メダル以上に輝いていました。夢に向かって前進しよう！というお二人のメッセージは、ぜひ多くの方に届いて欲しいです。

▽特集は文化財保護法五〇年についてです。文化財というと城や古蹟をイメージしがちですが、伝統的なお祭りから、原爆ドームのような世界遺産まで、幅広いジャンルがあります。事例ではデジタル化や総合学習など、新しい取組も紹介しています。

▽我が家の子どもも一歳を過ぎてから文化的？になり、音楽に合わせて身体を揺らしたり、紙にぐちゃぐちゃ落書きしたりと、毎日、あ、こんな事できるようになった！と感心の連続です。パパも残業が続いて起きている時間に帰れない日が続き、その数日間の成長ぶりに驚いています。しかし次の瞬間には揺れすぎて頭をぶつけるわ、畳にも落書きするわで、まだまだ目が離せません。

大人の言うことは理解できるようになり「お出かけよ」と言うとうんねへ、「お風呂だよ」と言うとうんねへトコトコ歩いてゆきます。赤ちゃん赤ちゃんしていた〇歳児時代が昔のことのように、本当に子どもの成長はあつという間だなと感じます。(Y・K)

投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿、「文部時報読者アンケート」を歓迎します。本誌を読んでの感想、御意見等をお寄せください。

●「読者からのたより」投稿規定

①1件につき400字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可) ③掲載分には薄謝進呈

※文章を一部手直しさせていただくことがあります。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部

※電子メールでも受け付けております。

●「文部時報読者アンケート」

文部時報読者アンケートは添付のはがきの

ほかに電子メールでも受け付けております。

宛先名「jiho@monbu.go.jp」

コンピュータネットワークを利用した文教行政の広報

文部省では、我が国の文教施策等を広く皆様を紹介するため、インターネットホームページを利用して情報を提供しています。また、子どもホームページ試行版を設け、情報を提供しています。

ホームページアドレス:

http://www.monbu.go.jp/(半角入力)

子どもホームページアドレス:

http://www.monbu.go.jp/kodomohp/index.htm

●著作権所有——文部省◎
●発行所——株式会社 きょうせい
本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12
本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16
電話 03-5349-6666(営業部)
URL http://www.gyousei.co.jp
●印刷所——株式会社行政学会印刷所

平成12年11月10日印刷
平成12年11月10日発行

定価610円(本体581円)(〒84円)
年間購読料7,320円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にてお願いします。

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。